

## 第二種動物取扱業者(譲渡し)確認票

年 月 日

氏 名  
(団体にあっては名称及び代表者名)  
住 所 〒

電話番号  
生年月日 年 月 日

○第二種動物取扱業者(譲渡し)として、以下の事項について遵守できる場合は☑してください。

- 福島県の譲渡事業に関し、事実ではない誤情報を他者に発信するなどの行為により、誤解を招いたり、支障をきたすことは行わず、福島県の譲渡事業に協力し、その活動を非営利とする成人(団体にあっては代表者が成人)であること。
- 動物の飼養が承認されている住居等で飼養すること。また、転居する場合は、転居先に動物を連れて行けること。  
【住居の状況】
- 一戸建て(持ち家・賃貸)     集合住宅(分譲・賃貸)
- 賃貸の場合(飼育可・飼育不可)
- 集合住宅・賃貸の場合、動物の飼養が承認されていることを、規約等の文書で提出することができますか。(できる・できない)
- ※ 飼養場所が集合住宅若しくは借家の場合、動物の飼養が承認されていることが、規約等の文書で提出できること。規約等の提出ができない場合は、動物愛護センター等から不動産業者等に確認をとらせていただくので、連絡先を記入してください。
- ( 名称:  
TEL: )
- 動物を直接センター等から引き出すことができ、その動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、新たな飼い主へ譲り渡すまで責任を持って飼養すること。  
※ 猫の場合は屋内飼育すること。
- 成犬については、譲渡を受けてから30日以内、子犬については推定日齢で生後90日を経過した日から30日以内に犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。(新たな飼い主が実施する場合を除く)。
- 不妊去勢手術を実施すること。(新たな飼い主に確実に不妊・去勢手術を実施させること。)
- 多頭飼育等で苦情の原因になる事態を生じさせないため、適正飼養可能頭数を超えないよう管理すること。
- 新たな飼い主に譲渡するときは、その動物を譲り受ける者に以下の内容について十分説明すること。
- ① 動物の気質・性質
  - ② 飼養期間中のワクチン接種歴・診療歴
  - ③ 日常の飼養管理方法
  - ④ 適正なしつけ方
  - ⑤ 狂犬病予防法に基づく登録(変更手続き)と毎年1回の予防注射の実施義務
  - ⑥ 所有者明示の必要性
- センター等が必要と判断したとき、飼養施設の現地確認を受け入れること。
- 次に掲げる法令等を遵守すること。  
「動物の愛護及び管理に関する法律」  
「狂犬病予防法」  
「犬による危害の防止に関する条例」  
「化製場等に関する法律」
- 動物を譲渡するときは、関係法令等を遵守し、適正飼養できる者に譲渡すること。

